

城南町合併特例区協議会委員前田勝氏の

協議会委員解任を求める申し入れ

熊本市長 幸山市長様

2010年12月3日

日本共産党熊本市議団

益田牧子

上野美恵子

那須 円

城南町特例区協議会委員である前田勝氏は、貴職に対して11月29日付けで、「謹慎届け」を提出しています。その中身は、「9月24日に報道された件で、多大な心配と迷惑をかけた」ため、12月1日から翌年1月31日まで2ヶ月間謹慎し、報酬の支給について、辞退するとなっています。

12月2日の熊日新聞報道では、前田氏は、「市から辞職勧告などがあれば従うつもりだったが、なかったために謹慎を申し出た」と「謹慎」とした理由を述べています。

今回の事件は、新聞報道で見れば、前田氏は右翼団体代表の人物や会社員とともに、共謀し、街宣車として購入した中古消防車の車庫証明について「虚偽申請し登録」したことが、「電磁的公正証書原本不実記録・共用」の疑いで逮捕され、当初は、「自分は関係ない」と否認していたものの、略式起訴により、熊本簡易裁判所は罰金20万円の略式命令を出しています。

また、右翼団体に絡む事件であり、公務に携わるものとして許されることではなく、「謹慎」で済まされる事件ではありません。そのまま放置すれば、市政への市民の信頼をなくし、合併特例区そのものへの不信感を抱かせることにもなることから以下申し入れます。

(申し入れ項目)

- 1、特例区規約8条では、「市長は、職務に必要な適格性を欠くと認めた場合、解任することができる」と規定されており、任命権者である幸山市長におかれては、前田勝氏を解任すること
- 2、現行の協議会委員月額報酬は、市議会議員と同じく減額すること
- 3、協議会委員に選任については、公募制とし、報酬については、日額制へ変更すること